

看護学部 看護学科

履修の手引と手続き

<小 目>

I	ディプロマ・ポリシー	324
II	カリキュラム・ポリシー	325
III	授業科目について	325
IV	授業科目の単位と認定	325
V	卒業に必要な単位について	326
VI	看護師国家試験受験資格について	326
VII	進級基準	327
VIII	授業科目の学年配当と履修すべき単位数	328
	1. 学科共通科目群	328
	2. キャリア形成科目群	330
	3. 専門基礎科目群	330
	4. 専門科目群	332
IX	履修申請について	337
X	正規の履修からはずれる場合	337
XI	試験について	338
XII	授業科目の単位認定と進級及び留年	340
XIII	成績発表	341

履修の手引と手続き

I ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

看護学部は、以下に掲げる能力を有し、かつ所定の単位を修得した学生に、学士（看護学）の学位を授与する。

1. 知識・理解

- ・ ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面における看護を実践するための基礎理論が理解できる。
- ・ 人間の尊厳について深い洞察力をもち、人間の権利、患者の権利を尊重して、その人の立場に立ってケアを提供することを理解できる。
- ・ 看護に活用できる薬学と福祉に関する知識を理解できる。
- ・ グローバルな視点から民族的多様性を理解した上で健康や看護の役割を理解できる。
- ・ 保健医療福祉におけるチーム医療の役割と協働について理解できる。
- ・ よりよい看護の実現に向けて専門職として研鑽できる。

2. 汎用的技能

- ・ ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面で提供できる看護技術を修得している。
- ・ 教養教育の幅広い視野と複眼的な思考力・判断力を活用して、人間の生命、健康、生活についての深い洞察力と専門職としての倫理に基づいて行動することができる。
- ・ 人々の多様な価値観・信条や生活背景をもつ人を尊重し、人々の尊厳と権利を擁護する行動をとることができる。
- ・ 医療チームを機能させるためのチーム形成を意識し、リーダーシップやメンバーシップをとることができる。
- ・ 薬物治療における副作用の発現を早期に発見し、健康の回復促進を図ることができる。
- ・ 国際的な素養を身につけている。
- ・ 自己の看護実践を振り返り、専門職としての価値観や専門性を発揮することができる。

3. 態度・志向性

- ・ 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する態度を有している。
- ・ 教養教育と専門教育、特に薬学および福祉の学際的見識を通して、看護専門職としての価値と専門性を発展させる姿勢を有している。
- ・ 地域医療に関心をもち、課題解決に向けて考え、地域医療の充実に貢献しようとする。
- ・ 看護専門職として主体的かつ持続的に生涯にわたり研鑽を積んでいく態度を有している。

4. 総合的な学習経験と創造的思考力

- ・ 自己の専門性を発揮し、ケアの質の向上に向けて探究できる。
- ・ 自らの専門職者としての価値観を形成することができる。

II カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

看護学部では、教育研究上の目的*及び学部の目指す人材育成に基づき、国際的視野をもち、基礎教養と薬学及び福祉の見識を兼ね備えた実践能力のある看護職者を育成するために、以下に掲げる方針に則ってカリキュラムを編成する。

- ・グローバル化する社会のニーズに応えるための能力を初年次から身につけていくために、学科共通科目群Ⅰ（グローバルリテラシー）をおく。
- ・臨床現場のIT化に対応できる基礎力を養うために学科共通科目群Ⅱ（メディアリテラシー）をおく。
- ・看護を学ぶための基礎力を初年次より培うために、ケアの対象である“人”への理解を深め、自然科学の持つ法則性、人文科学の持つ多様性を学ぶ学科共通科目群Ⅲ（ヒューマンサイエンス）をおく。
- ・初年次より自らテーマを設定し、能動的に学修することによりキャリア形成の基盤とする、キャリア形成科目群をおく。
- ・専門科目の基盤となる知識として、福祉、保健・医療、薬学に関する学問を概括する専門基礎科目群Ⅰ（いのち・福祉を学ぶ）、専門基礎科目群Ⅱ（保健・医療を学ぶ）、専門基礎科目群Ⅲ（くすりを学ぶ）をおく。
- ・看護学の基本と、健康レベル、生活の場の違いによる看護実践の基礎的能力を講義・演習・実習を通して養うことができるように、専門科目群Ⅰ（基礎看護学分野）、専門科目群Ⅱ（クリニカルケア分野）、専門科目群Ⅲ（母子保健看護学分野）、専門科目群Ⅳ（地域包括ケア分野）、特殊な状況下にある看護並びに看護の在り方や看護職者の役割の理解を深めるための専門科目群Ⅴ（看護の統合と実践）、保健師国家試験受験資格取得のための専門科目群Ⅵ（保健師）、助産師国家試験受験資格取得のための専門科目群Ⅶ（助産師）、養護教諭1種免許取得のための専門科目群Ⅷ（養護教諭）をおく。

III 授業科目について

看護学部看護学科における授業科目は、学科共通科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、キャリア形成科目群、専門基礎科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、専門科目群Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷから構成している。

IV 授業科目の単位と認定

本学部では単位制を採用している。単位制とは、ひとつひとつの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験もしくはその他の方法により学習評価をしたうえで、その単位を認定する制度である。

単位の認定は、S・A・B・Cの4段階の評価により行い、D・E・F・T・Zの評価は単位を認定しないものとする。なお、N・Hは、単位振替により単位を認定したことを示す。

*本学学則第2条3を参照

V 卒業に必要な単位について

卒業に必要な単位は、次の表に示すとおりである。

ただし、自由科目は卒業に必要な単位には含めない。

系 列	学 科	看護学科
	単位数	
学科共通科目群Ⅰ（グローバルリテラシー）	6	
学科共通科目群Ⅱ（メディアリテラシー）	2	
学科共通科目群Ⅲ（ヒューマンサイエンス）	3	
キャリア形成科目群	2	
専門基礎科目群Ⅰ（いのち・福祉を学ぶ）	4	
専門基礎科目群Ⅱ（保健・医療を学ぶ）	19	
専門基礎科目群Ⅲ（くすりを学ぶ）	4	
専門科目群Ⅰ（基礎看護学分野）	12	
専門科目群Ⅱ（クリニカルケア分野）	13	
専門科目群Ⅲ（母子保健看護学分野）	12	
専門科目群Ⅳ（地域包括ケア分野）	22	
専門科目群Ⅴ（看護の統合と実践）	13	
指定された各科目群より修得した科目以外に学科共通科目群Ⅰ・同Ⅱ・同Ⅲ及びキャリア形成科目群より選択必修	4	
指定された各科目群より修得した科目以外に専門基礎科目群Ⅰ・同Ⅱ及び同Ⅲより選択必修	10	
計	126	

VI 看護師国家試験受験資格について

本学部は、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学として認可を受けている。本学部の所定の単位を修得し、卒業することにより、看護師国家試験受験資格を得る。

Ⅶ 進級基準

1. 年間修得単位が30単位未満
2. 学科共通科目群Ⅲ，キャリア形成科目群，専門基礎科目群，及び専門科目群Ⅰ～Ⅴの必修科目（次の表に示す）が3科目以上未修得。
3. 基礎看護学実習 B が未修得

なお，未修得の科目数は，下級学年も加算する。

必修科目					
1年→2年		2年→3年		3年→4年	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
科学基礎	1	プロジェクト教育 b	1	保健医療統計学	2
人間関係論	2	生涯発達論	1	薬学系演習	1
プロジェクト教育 a	1	疾病治療学 a	2	急性期クリニカルケア方法論演習	1
社会福祉原論	2	疾病治療学 b	2	慢性期クリニカルケア方法論演習	1
人体の構造機能 a	2	チーム医療論	1	急性期クリニカルケア実習	3
人体の構造機能 b	2	周産期医学 a	1	慢性期クリニカルケア実習	3
臨床栄養学	2	臨床薬理学	2	母性看護方法論演習	1
疫学	2	臨床薬物動態論	1	母性看護学実習	2
病原微生物学	2	看護方法論 c	2	小児看護方法論演習	1
臨床生化学	1	看護方法論 d	1	小児看護学実習	2
看護学概論	1	看護方法論 e	2	地域包括ケア方法論演習 a	1
看護方法論 a	1	基礎看護学実習 B	2	地域包括ケア方法論演習 b	1
看護方法論 b	2	クリニカルケア概論	1	地域包括ケア実習 a	3
基礎看護学実習 A	1	急性期クリニカルケア方法論	2	地域包括ケア実習 b	2
グローバルヘルス a	1	慢性期クリニカルケア方法論	2	地域包括ケア実習 c	1
		母子看護学概論	2	精神看護方法論演習	1
		母性看護方法論	2	精神看護学実習	2
		小児看護方法論	2	医療倫理学	2
		地域包括ケア概論	2	看護研究方法論	1
		地域包括ケア方法論 a	2		
		地域包括ケア方法論 b	2		
		公衆衛生看護学概論	2		
		精神看護学概論	1		
		精神看護方法論	2		
<科目数 15 科目>		<科目数 24 科目>		<科目数 19 科目>	
合計	23	合計	40	合計	31

その他，各学期の履修登録については30単位までとし，年間の履修登録については原則50単位未満とする。ただし，大学が教育上適当と認める場合は，履修上限単位数を超えて履修することを認めることがある。

Ⅷ 授業科目の学年配当と履修すべき単位数

1. 学科共通科目群

(1) 学科共通科目群Ⅰ（グローバルリテラシー）

学科共通科目群Ⅰは、グローバル化する社会のニーズに応えるための能力を身につけていくために、外国語と文化基盤の基礎を理解する科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅰ (グローバルリテラシー)	Fundamentals of English I	②				6 単位	必修科目及び「中国語ⅠA」もしくは「韓国語ⅠA」のいずれか2単位を含み、6単位以上選択必修。
	Oral Fluency I	②					
	Fundamentals of English II		2				
	Oral Fluency II		2				
	医療英語		2				
	中国語ⅠA		2				
	中国語ⅠB		2				
	韓国語ⅠA		2				
	韓国語ⅠB		2				
	世界の中の日本	2					
	異文化理解	2					
	国際交流論	2					
	国際協力論	2					
国際交流・協力実践		2					

[備考]

- (1) Fundamentals of English II, Oral Fluency IIを履修するためには、それぞれⅠを修得していなければならない。
- (2) 中国語ⅠB, 韓国語ⅠBを履修するためには、それぞれⅠAを修得していなければならない。

(2) 学科共通科目群Ⅱ（メディアリテラシー）

学科共通科目群Ⅱは、臨床現場のICT（Information and Communication Technology, 情報通信技術）に対応できる基礎力を養い、多様な情報を収集・分析し、理解・活用する能力を育成する科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅱ (メディアリテラシー)	情報メディア論	2				2単位	
	コンピュータ基礎論	②					
	コンピュータ応用論	2					

(3) 学科共通科目群Ⅲ（ヒューマンサイエンス）

看護を学ぶための基礎力を培うために、ケアの対象である“人”への理解を深め、自然科学の持つ法則性、人文科学の持つ多様性を理解するための科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
学科共通科目群Ⅲ (ヒューマンサイエンス)	言語表現と伝達	2				3単位	
	科学基礎	①					
	心理学	2					
	社会学	2					
	日本国憲法	2					
	宗教学概論	2					
	ジェンダーと社会		2				
	人間関係論	②					
	生涯スポーツ概論	2					
	スポーツ科学 I a	1					
	スポーツ科学 I b	1					

2. キャリア形成科目群

専門職としての意欲向上と将来のキャリアパス形成の基盤となる科目を配置した科目群である。初年次より自らテーマを設定し、能動的に学修することによりキャリア形成の基盤とする。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
キャリア形成科目群	プロジェクト教育 a	①				2 単位	
	プロジェクト教育 b		①				
	地域ボランティア論				2		

3. 専門基礎科目群

(1) 専門基礎科目群 I (いのち・福祉を学ぶ)

看護専門職の基盤となる知識として保健医療福祉の制度政策の専門的知識の理解を深め、“命”に関わる職業人としての高い倫理観の基盤を形成し、保健医療と福祉の連携に基づく看護ケアを展開できる基礎、および子育て支援と女性の健康支援を学ぶ科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群 I (いのち・福祉を学ぶ)	死生学				2	4 単位	
	社会福祉原論	②					
	児童福祉論	1					
	高齢者福祉論		1				
	保健医療福祉行政論		2				
	医療福祉		2				
	生活保護論		2				
	権利擁護論		2				
	生涯発達論		①				
	関係法規				①		
	家族発達支援論		1				
ウイメンズヘルス支援論			2				

(2) 専門基礎科目群Ⅱ（保健・医療を学ぶ）

看護の対象である人の機能と構造、健康と健康障害およびその治療、人の生きる過程を支える生命科学を基盤とし、科学的根拠に基づいた看護ケアを提供するための体系的かつ専門的基盤を学ぶ科目を配置した科目群である。また、チーム医療における多職種連携、および母子保健の推進に関連する基礎的知識を習得する科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅱ (保健・医療を学ぶ)	医学概論	1				19単位	
	人体の構造機能 a	②					
	人体の構造機能 b	②					
	疾病治療学 a		②				
	疾病治療学 b		②				
	臨床栄養学	②					
	疫学	②					
	病原微生物学	②					
	臨床生化学	①					
	臨床心理学	1					
	臨床免疫学	2					
	保健医療統計学			②			
	チーム医療論		①				
	地域連携教育			1			
	周産期医学 a		①				
	周産期医学 b		1				
	周産期医学 c			2			
	地域母子保健			1			
医用工学概論	2						

(3) 専門基礎科目群Ⅲ（くすりを学ぶ）

本学の薬学部の教育研究の知見を活かし、地域における服薬指導を担える看護職者の育成を目指して、看護ケアの基盤となる薬物療法の基礎的知識から薬物療法管理に至るまでの薬学に関連した科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門基礎科目群Ⅲ (くすりを学ぶ)	臨床薬理学		②			4単位	
	臨床薬物動態論		①				
	臨床薬剤学		2				
	薬学系演習			①			
	薬物療法管理論				2		
	臨床治験学概論				2		
	医療ゲノム概論				2		

4. 専門科目群

(1) 専門科目群Ⅰ（基礎看護学分野）

ライフサイクルのすべての段階にある人の健康時から健康障害のあらゆる場面における看護を実践するための基盤となる看護理論と看護技術を学び、看護学の基本と、健康レベル、生活の場の違いによる看護実践の基礎的能力を修得するための科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅰ (基礎看護学分野)	看護学概論	①				12単位	
	看護方法論 a	①					
	看護方法論 b	②					
	看護方法論 c		②				
	看護方法論 d		①				
	看護方法論 e		②				
	基礎看護学実習 A	①					
	基礎看護学実習 B		②				

(2) 専門科目群Ⅱ（クリニカルケア分野）

治療を必要とする成人期から老年期の特徴をライフサイクルの観点から理解し、治療期にある大人を対象への円滑な治療支援と回復過程における看護の役割機能を理解し、看護実践能力を習得するための科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
（クリニカルケア分野） 専門科目群Ⅱ	クリニカルケア概論		①			13単位	
	急性期クリニカルケア方法論		②				
	慢性期クリニカルケア方法論		②				
	急性期クリニカルケア方法論演習			①			
	慢性期クリニカルケア方法論演習			①			
	急性期クリニカルケア実習			③			
	慢性期クリニカルケア実習			③			

(3) 専門科目群Ⅲ（母子保健看護学分野）

女性のライフサイクル全般に渡る性と生殖、および妊娠・分娩・産褥・新生児の誕生に伴う新たな家族形成について理解し、経過に応じた看護実践能力を習得する。また子どもを取り巻く生活・社会環境、健康障害について理解し、小児看護に求められる基礎的看護能力や看護実践能力を習得するための科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
（母子保健看護学分野） 専門科目群Ⅲ	母子看護学概論		②			12単位	
	母性看護方法論		②				
	母性看護方法論演習			①			
	母性看護学実習			②			
	小児看護方法論		②				
	小児看護方法論演習			①			
	小児看護学実習			②			

(4) 専門科目群Ⅳ（地域包括ケア分野）

人々が住み慣れた地域や自宅で生活し続け、人生最後まで自分らしく生きるための支援について、医療、介護、予防、住まい、生活支援の視点からケアサイクルを理解し、病院、福祉施設、在宅などのさまざまな療養の場における看護実践能力を習得する。特に高齢者の加齢に伴う心身の変化の理解と高齢者および在宅療養者への看護実践能力を習得するための科目を配置した科目群である。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅳ (地域包括ケア分野)	地域包括ケア概論		②			22単位	
	地域包括ケア方法論 a		②				
	地域包括ケア方法論 b		②				
	地域包括ケア方法論演習 a			①			
	地域包括ケア方法論演習 b			①			
	地域包括ケア実習 a			③			
	地域包括ケア実習 b			②			
	地域包括ケア実習 c			①			
	公衆衛生看護学概論		②				
	精神看護学概論		①				
	精神看護方法論		②				
	精神看護方法論演習			①			
	精神看護学実習				②		

(5) 専門科目群V（看護の統合と実践）

特殊な状況下にある看護並びに看護の在り方や看護職者の役割の理解を深めるための看護の統合をはかる科目群である。専門科目群I～IVで学習した知識・技術を統合し発展させるための基礎的能力を高める科目、また海外研修による実践活動を通して、言語・非言語コミュニケーション能力、文化的理解能力の向上を目指すための科目を配置した。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得単位数	備考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群V (看護の統合と実践)	グローバルヘルス a	①				13単位	「専門科目群V」の中より、必修科目を含み13単位以上選択必修
	グローバルヘルス b		1				
	医療倫理学			②			
	国際看護				1		
	災害看護				①		
	災害看護演習				1		
	終末期看護論			2			
	感染看護			2			
	学校保健			2			
	看護管理				①		
	助産管理				1		
	看護研究方法論			①			
	総合看護学演習 A				①		
	総合看護学演習 B				①		
	卒業研究				1		
	フィールド教育・インターンシップ				②		

(6) 専門科目群Ⅵ（保健師）、専門科目群Ⅶ（助産師）及び専門科目群Ⅷ（養護教諭）

保健師課程，助産師課程，養護教諭一種のそれぞれの資格取得に必要な科目を配置している科目群である。なお，これらの科目は自由科目であり，卒業に必要な単位に算入されない。

系列	授業科目	年次および単位数				最低修得 単位数	備 考
		1年	2年	3年	4年		
専門科目群Ⅵ (保健師)	健康支援と健康教育		2				
	地域診断と地域活動			2			
	公衆衛生看護活動論		2				
	公衆衛生看護活動論演習				3		
	公衆衛生看護学実習				4		
専門科目群Ⅶ (助産師)	助産学概論			1			
	助産診断・技術学 a				1		
	助産診断・技術学 b				2		
	助産診断・技術学 c				1		
	助産診断・技術学 d				1		
	助産診断・技術学 e				1		
	助産学実習 a				1		
	助産学実習 b				8		
	助産学実習 c				2		
専門科目群Ⅷ (養護教諭)	養護概説		2				
	教職論	2					
	教育原理		2				
	教育心理学		2				
	特別のニーズ教育論			2			
	教育課程論	2					
	教育制度		2				
	道德教育の理論と方法	2					
	教育方法論		2				
	特別活動と総合的な学習の時間		2				
	生徒指導		2				
	教育相談（カウンセリングを含む）			2			
	養護実習（事前及び事後指導を含む）				5		
	教職実践演習（養護）				2		

IX 履修申請について

各年次において履修しようとする授業科目は、毎学期の初めの指定された期日に、所定の方法（オリエンテーションで説明する）で履修申請をしなければならない。履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を修得する意思表示をする学期初めの重要な手続きである。この履修申請手続きを間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果、進級はもとより卒業ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りの無いように履修申請をすること。

- (1) 履修科目の変更、追加、取消しなどが無いよう、入力する前に授業時間割表に照らし合わせ再確認するなど、細心の注意を払うこと。なお、ポータルサイトで間違いなく登録されているかどうかを必ず確認すること。
- (2) 登録科目の変更を行う場合は、それぞれの学期において登録科目の訂正期間、取消期間を設けてあるので、その期間に必ず手続きを行うこと。その際は、変更完了を確認できるよう、メール転送を設定し、必ず確認すること。
- (3) 履修申請をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。また修得した単位は分割することはできない。よって、授業科目の申請にあたっては進級や卒業に必要な単位の算定を慎重に行い、修得単位数が不足しないように万全を期すこと。
- (4) 同一学期の同一時限に2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (5) 一度単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (6) Web履修では、授業科目、コマ・コード番号などを選択し正しく入力すること。入力上の誤りは申請自体が無効になるので十分注意すること。また、入力の際、一定時間が経過するとタイムアウトになる可能性があるため、登録する講義や時間割の下書きを準備してから入力すること。なお、大学内に設置されているPCの台数は限られているので、Web履修のために長時間占有しないこと。
- (7) コマ・コード番号とは、時間割表に授業科目と共に記載されている番号で、授業科目に設定された固有の番号である。
- (8) 指定された期日までに履修申請を怠った場合は、学業の意思なしとみなして、退学処分の対象となるので入力期限を厳守すること。
- (9) 教職課程・留学等、履修についての質問は、それぞれのアドバイザーもしくは、学部事務室に相談すること。

X 正規の履修からはずれる場合

1. 再履修

履修申請をして単位が取得できなかった授業科目については、次年度または次学期において再び履修することができる。

2. 規定外履修

該当するクラスの授業時間以外のクラスで受講せざるを得ない場合は、必ず学部事務室に相談すること。ただし1年次生の規定外履修は原則として認めない。

XI 試験について

1. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末あるいは学年末に行い、臨時試験は担当教員の判断により適宜行う。
- (2) いずれの授業科目も授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失う。欠席と公欠の詳細については、本学生便覧の「学生生活のしおり授業関係」ページに記載されているので、必ず確認すること。
- (3) 試験の時間割は掲示により連絡する。
- (4) 授業科目によっては論文（レポート）提出によって試験に代える場合がある。

2. 追 試 験

- (1) 追試験は、やむを得ない事情によって定期試験を受験できなかった者に対し、原則として学期末または学年末に実施する。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な事由を証明する書面をもって速やかに授業担当教員に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績表の当該科目にTの表示がなされた場合に限り受験することができる。なお、追試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (4) 追試験を受験しようとする者は、「追試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。
なお、追試験の受験料は、1科目につき200円である。

3. 再 試 験

- (1) 再試験は、原則として学期末または学年末に実施する。ただし、授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 定期試験の結果、不合格（この場合成績表の当該科目にFの表示がなされる）となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行なう場合、受験することができる。
なお、再試験は、履修（再履修を含む）した年度に限り受験することができる。
- (3) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を学部事務室に提出しなければならない。
なお、再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

4. 試験に関する注意

1. 通 則

- (1) 試験場内では、すべて監督者の指示に従わなければならない。なお、監督者の指示

に従わない者には、退場を命ずることがある。

- (2) 試験場内では、筆記用具・持込みを許された資料以外のものは、すべて監督者の指定する場所におかなければならない。
- (3) 受験者は学生証および受験許可証（追・再試験の場合）を、机の上の見やすい場所に提示しておかなければならない。
- (4) 試験開始から20分を経過した後は入室・受験を認めない。
- (5) 試験開始から25分を経過するまでは退場を認めない。なお、監督者が退場を命ずる場合はこの限りではない。
- (6) 受験者は、試験中監督者の許可を得ないで試験場を出てはならない。
- (7) 試験の行われる学期の授業料未納の者・授業時数の1/3以上欠席した者は、試験を受けることができない。
- (8) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、診断書・事故証明その他正当な事由を証明する書面を添えて、遅滞なく授業担当教員に届出なければならない。

2. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 不正行為をした者については、学則第68条により罰せられ、更に年度における当該授業科目の単位の認定を行わない。
また、不正行為を行った学期に履修している全ての科目の単位の認定しない場合がある。
- (2) 不正行為のあった者の懲戒処分については、教授会の審議を経て、学長が決定する。
- (3) 学長はその旨保証人を召喚して通知すると共に学内にこれを公示する。

3. 試験における不正行為とは

- (1) 他の人から答えを教わることや、教えること等、いわゆるカンニング及びその手助けをすること。
- (2) 本人以外の名前・学籍番号で受験すること。
- (3) 許可されていないものを使用すること。
- (4) 「解答はじめ」の前、及び「解答おわり」の後に、試験監督の指示に従わず、解答を続けること。
- (5) その他、試験監督の指示に従わないこと。
- (6) 論文・レポート等において、剽窃行為をすること。

※剽窃行為…引用の形式をとらず、著作権者に無断で著作物を複製・転載する行為。学術上のルール・モラルに反する行為であり、著作権法に違反する行為。

XII 授業科目の単位認定と進級及び留年

1. 単位認定

- (1) 各科目の成績は、シラバス記載の成績評価基準に基づき総合的に判定する。
- (2) 100点を満点とし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

その評価は次に従う。

評価	得点分布
S	100点～90点
A	89点～80点
B	79点～70点
C	69点～60点

- (3) 再試験における評価は60点を合格とし、79点を上限とする。
- (4) 再試験における評価は、定期試験合格者の最低評価を上回ることはない。
- (5) 欠席数、不正行為等で「Z」判定となった場合、授業スケジュールの関係で該当科目の再履修が困難な場合は、規格外履修を認めることがある。

2. 正当なる理由による長期欠席者の取り扱い

- (1) 授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失うという規則は適用しない。
- (2) 欠席数が授業時数の1/3以上の場合でも、正当なる理由がある場合、補習等を受けることにより、定期試験、追・再試験の受験を認めることがある。

3. 無断欠席者の取り扱い

正当なる理由なく、各科目において授業時数の1/3以上欠席した場合には、当該科目評価については「Z」評価とする。科目担当教員は事前に該当者にその旨を伝え、定期試験の受験資格はないことを伝える。

4. 不正行為の取り扱い

- (1) 不正行為を行った場合、その科目評価については「Z」評価とする。
- (2) 不正行為者に対するその他の扱いについては、「XI 試験についての4. 試験に関する注意の2」に基づく。

5. 進級及び留年

- (1) 各学年の進級は、習得された単位が別に定める進級基準に従って認定されたとき、可能となる。
- (2) 原級に留年した者は、当該学年までの必修科目のうち単位未修得科目の全てを再履修しなければならない。
- (3) 4年次生で卒業できなかった者は留年とする。

XIII 成績発表

- (1) 成績は、指定された期日に Web で開示する。必ず確認すること。
- (2) 成績の評価は次の記号で表わし、60点以上をもって単位修得（合格）とする。

(合 格)	(正規試験不合格)	(追・再試験不合格)
S : 100～90点	F : 59点以下（再試験受験可）	D : 59点以下
A : 89～80点	T : 追試験受験可	E : 未受験
B : 79～70点	Z : 追・再試験の受験資格なし	
C : 69～60点	評価不能	
- (3) 成績表には、学習成果を総合的に推し量る指標 GPA (Grade Point Average) を表記している。
 詳細については、Web 履修登録画面にて確認すること。
- (4) 成績についての疑問、質問等は成績表開示日のみ受け付けるので、学部事務室に問い合わせること。

